

熊本県監査委員公告第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、定期監査（工事監査）を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和6年（2024年）3月4日

熊本県監査委員	藤井一恵
同	竹中潮
同	緒方勇二
同	橋口海平

1 実施方法

令和5年（2023年）10月23日から12月18日までの間に実地監査を実施

2 監査対象機関 18機関

部局名	機関名
農林水産部	漁港漁場整備課
土木部	営繕課、住宅課
教育委員会	施設課
企業局	工務課
警察本部	会計課
県央広域本部	農林部（熊本農政事務所）、土木部（熊本土木事務所）、宇城地域振興局、上益城地域振興局
県北広域本部	菊池地域振興局、玉名地域振興局、鹿本地域振興局、阿蘇地域振興局
県南広域本部	八代地域振興局、芦北地域振興局、球磨地域振興局
天草広域本部	天草地域振興局

3 監査対象

工事32件

発電機（集中監視制御システム）更新工事2件、道路工事4件、漁港工事2件、河川工事3件、浚渫工事1件、ガントリークレーン機器更新工事1件、山腹・治山工事6件、農業用水工事1件、排水路・法面保護工事1件、サイホン工事1件、砂防工事2件、林道工事1件、区画整理工事2件、ほ場整備工事1件、建物新築・改修・移設工事4件

4 監査対象年度  
令和4年度（2022年度）

5 監査の主眼

対象工事の事務手続、計画、設計、積算及び施工管理の状況について、熊本県監査基準に準拠し、合規性、正確性をはじめ経済性、効率性及び有効性の観点に立ち、特に技術基準に基づいて適正に執行されているかを主眼として実施した。

6 監査結果

工事に関する執行状況については、監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおり、おおむね適正と認められた。

なお、監査の際に確認された課題のうち、指摘事項、意見事項及び勧告事項は次のとおりである。

〈参考〉

監査基準第15条第2項

- 一 財務監査 監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること
- 二 行政監査 監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること

(1) 指摘事項

なし

〈参考〉

「指摘事項」とは、以下のような事柄に該当し、改善が必要とされる課題である。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 法令、条例、規則又は通知・通達に違反し、事務の執行が不適正となっているもの</li><li>(2) 未収金解消対策が的確に講じられていないもの</li><li>(3) 予算の執行又は財産管理等において、適正を欠くもの</li><li>(4) 故意又は重大な過失により、不経済や損害を生じさせたもの</li><li>(5) 経済性、有効性又は効率性が著しく低いもの</li><li>(6) 事務・事業の執行に当たり、是正又は改善が必要であると認められるもの</li><li>(7) 前年度監査において注意事項とされていた事項で是正又は改善がされていないもの</li></ul> |
|---|

(2) 意見事項

なし

〈参考〉

「意見事項」とは、組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に付記するものである。

(3) 勧告事項

なし

〈参考〉

「勧告事項」とは、監査の結果のうち特に措置を講ずる必要があると認めるものである。